

香川県公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針

平成28年1月

香 川 県

香川県公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、県が自ら率先して、その整備する公共建築物等における県産木材の利用を推進するために策定します。

第1 県産木材の利用促進のための基本的な考え方

1 県産木材の利用促進の背景

- 本県の森林では、昭和40年代から50年代にかけて、松くい虫被害跡地に植栽したヒノキが、木造住宅の柱材などとして利用できる時期を迎えていることから、県産ヒノキ材を搬出し、市場や製材所において積極的に販売・加工することが重要となっています。
- 県産ヒノキ材については、近年、県内の製材所や徳島県の原木市場などに出荷されており、購入した製材業者からは、きめが細かく、品質が良いとの評判を得ています。
- 国においては、平成21年12月に策定した「森林・林業再生プラン」に基づき、「10年後の木材の自給率50%以上」を目指して、森林の有する多面的機能の持続的発揮と林業・木材産業の再生を図りながら、木材の利用を拡大することとしています。

2 県産木材の利用促進の意義

- 県産木材の利用を促進することは、県内の林業の再生を通じた森林整備の促進につながり、山地災害防止や水源涵養、二酸化炭素の吸収源など、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に資するものです。
- 県産木材は再生産可能な資源であり、その利用を促進することにより、県民の健康的で温かみのある快適な生活環境の形成や地球温暖化の防止、循環型社会の形成などに貢献することが期待されます。

第2 県産木材の利用促進のための施策

県産木材の利用を促進するためには、県産木材を円滑に供給することが必要であるとともに、県産木材や県産木材製品のPR・情報提供などを行うことが重要であることから、森林所有者、森林組合等の森林・林業関係者、製材業者等の木材産業関係者と連携して、次の施策に取り組みます。

1 県産木材の供給体制の整備

- 森林施業の団地化、集約化の促進や高性能林業機械の導入、搬出費への支援などにより、間伐材の搬出を一層促進します。
- 森林管理道の整備を引き続き推進するとともに、市町等が実施する林業専用道や森林作業道の開設を支援するなど、路網の整備を促進します。
- 林業の担い手の育成・確保を図るため、労働安全衛生や福利厚生充実、森林組合作業員等の技術の向上を図ります。
- 「林業労働力確保支援センター」が行う求職情報の提供、就業希望者への事前研修、就業者への技術研修、各種相談業務を支援します。
- 「かがわ木材加工センター」を拠点として、県産木材の安定供給を図ります。

2 県産木材の利用促進に向けた取組み

- 木の良さの普及や木材利用の意義、情報等の発信、県産木材を活用した木材製品などのPRを行うため、家具・建具に至るまで利用の裾野を広げた木材関連イベントの開催などのPR活動を支援します。
- 「かがわの森 アンテナショップ」(高松シンボルタワー「かがわプラザ」内)で、柱材やベンチなどの木製品の展示・販売、PRを行うとともに、木材関係団体や森林ボランティアなどと連携して、木材普及のためのイベントなどを随時開催し、県産木材製品の販売促進と需要拡大を図ります。
- 県産木材を利用したベンチやプランター、割りばし等を活用して、県産木材や県産木材製品の積極的なPR・情報提供などに努めます。
- 「香川県産木材認証制度」の運用により、県産木材の認知度を高めるとともに、県産木材のブランド化を推進します。
- この方針に基づき、県有施設での県産木材の利用を推進するとともに、この方針を市町に通知し、市町が整備する公共建築物や民間施設などでの県産木材の利用促進に努めます。

第3 県が整備する公共建築物等における県産木材の利用の目標

1 推進の基本方向

県産木材の利用の意義や、県が整備した公共建築物での利用の現状などを踏まえ、次の基本方向に沿って、県産木材の利用を推進します。

- 国の「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に即し、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（概ね2階建て以下）の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るとともに、高層・低層にかかわらず、木質化を推進します。
- 木造化・木質化に当たっては、重点目標を定め、県産木材の利用を推進します。
- かがわ木材加工センターを拠点として、加工コストを縮減し、整備に必要な規格や品質を確保した県産木材製品を円滑に供給することにより、県産木材の利用を拡大します。
なお、県産木材製品の供給が困難な製品は、四国内の木材の利用を推進します。
- 県産木材を利用した備品等の設置・購入に努めるとともに、建築以外の工事で県産間伐材の有効活用を図ります。
- 庁内関係各課が連携し、公共建築物の整備計画や県産木材製品の価格・供給量等の情報を共有して、効果的に県産木材の利用を推進します。

2 整備する公共建築物での県産木材の利用の重点目標

- (1) 木造化に当たっては、施設の用途や維持管理等の理由により、木材の利用が困難な場合を除き、延べ床面積500m²以下の施設において、県産木材の利用に努めます。
- 延べ床面積の大きな施設は、国による整備手法の検討状況を踏まえ、県産木材の利用に努めます。



栗林公園観光事務所



高松南警察署栗林交番

(2) 木質化に当たっては、木質化を図ることが適切と判断される部分において、県産木材の利用に努めます。

○ 木質化を図ることが適切と判断される部分は次の例示のとおりです。

- ・ 栗林公園内の施設の事務室・展示室等の腰壁、建具、外壁、屋外の誘導標識
- ・ 交番・駐在所の居室の床、建具、警察署の道場・会議室・食堂等の腰壁
- ・ 病院のデイルーム等の腰壁、病院の附属施設の床、腰壁、建具
- ・ 庁舎の玄関ホール・事務室・会議室等の腰壁、屋外の誘導標識
- ・ 学校の教室・図書室・体育館・武道場等の腰壁、建具



会議室の壁、戸
(農業試験場管理棟)



玄関ホールの腰壁・床
(五名活性化センター)



廊下の腰壁、窓枠、戸
(参考：土庄町立中学校)



和室の内装
(参考：土庄町立中学校)

3 県産木材を利用した備品等の設置・購入

県が整備する公共建築物において、県産木材を利用した書棚・収納棚の設置、間伐材など県産木材を利用したベンチ等の製品の購入に努めます。



県産間伐材のベンチ

4 建築以外の工事における県産間伐材の有効活用

県が施工する建築以外の工事において、柱材等に利用できない県産間伐材を杭・丸太柵・工事看板等の資材として利用するなど、その有効活用を図ります。



県産間伐材の有効活用

第4 県産木材の利用促進のための推進体制

1 関係各課との連携

公共建築物の木造化、木質化を図るため、今後は、この方針に基づき、整備する公共建築物の所管課とみどり整備課が連携し、整備する公共建築物の設置目的、規模などが決定される基本計画作成前や基本設計、実施設計、工事の各段階において、県産木材の利用箇所や利用量、県産木材製品の価格、供給量などについて協議します。

区分	内容	所管課	(協議)	みどり整備課
基本計画	・建築物の事業化に当たり目的、規模、概算事業費が決定される。	○基本計画の方針 ○協議結果により基本計画の作成	→ ←	○基本計画等の把握 ○県産木材の利用箇所、利用方法の提案
↓ 基本設計	・基本計画に基づき、建築物の平面、階数、各室配置、内装等のデザイン等の仕様等の設計が行われる。	○基本設計の方針 ○協議結果により、基本設計の作成	→ ←	○平面、階数、内装等の計画の把握 ○県産木材の具体的な利用箇所、利用方法の提案 ○県産木材の寸法、種類、数量に応じた価格等の情報提供
↓ 実施設計	・基本設計に基づき、建築物の工事の実施に必要な詳細な設計が行われる。	○実施設計の方針 ○協議結果により、実施設計の作成	→ ←	○詳細な整備情報の把握 ○整備に利用する県産木材の寸法、種類、数量に応じた価格や供給状況等の情報提供
↓ 工事	・工事発注 ・工事完了	○工事発注 ○実績の報告	→ ←	○工事開始の確認 ○工事完了の確認 ○県産木材の利用箇所等の資料整理、分析結果の提供

2 庁内連絡会の設置

公共建築物等における県産木材の利用を効果的に促進するため、営繕課、警察本部会計課、総務事務集中課、技術企画課、みどり整備課で構成する連絡会を設置します。

附 則

この方針は、平成24年3月30日から適用する。

附 則

この方針は、平成28年1月13日から適用する。